

信託約款

第1条(信託目的・追加信託)

- (1) 委託者は、信託取引報告書面記載の金銭を受益者のために利殖する目的で信託し、当行は受託者としてこれを引受けました。
- (2) この信託には信託金を追加することはできません。

第2条(信託期間)

- (1) 信託契約の期間は、信託取引報告書面記載の信託設定日に始まり、信託取引報告書面記載の償還日の前営業日(以下「信託契約期間満了日」という)をもって終わるものとします。
- (2) 信託契約の期間は延長できないものとします。
- (3) この信託契約は信託契約期間満了前に解約することはできません。ただし、やむを得ないご事情により受益者から全部解約のお申出があり、当行でこれを認めたときは、全部解約に応じることがあります。なお、この信託契約の一部のみを解約することはできません。
- (4) 第3項にかかわらず、当行は信託契約期間満了日の前であっても、経済情勢の変化その他相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能もしくは著しく困難であると認めたときは、この信託契約を解約することができるものとします。
この場合、解約により生じた損害につきましては当行は責任を負いません。

第3条(運用)

- (1) 当行は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産(「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。)の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用します。
 - ① 信託受益権及び信託受益証券(当行を受託者とするものを含みます)
 - ② 国債、地方債、社債
 - ③ 預金等、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
 - ④ 前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
- (2) 当行は、前項のほか、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項第2号二に定める場合に該当するときは、信託財産を当行の銀行勘定に運用することができます。この場合、当行は当行店頭に表示される普通預金利率で付利します。
- (3) 当行は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、前2項に掲げる取引、為替取引ならびに有価証券の売買取引等信託財産の運用に必要な取引を、当行の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となつて行う取引を行う場合を含む)、当行を受託者とする他の信託財産、当行の利害関係人または委託先もしくはその利害関係人との間で行うことができます。
- (4) 第3項に定める利害関係人とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める「利害関係人」をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第22条第2項により読み替えられる場合を含みます。以下同じ。

第3条の2(競合行為)

- (1) 当行は、当行が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為(以下「競合行為」といいます。)について、当行の銀行勘定または当行の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、当行の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (2) 当行は、前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- (3) 第1項の定めにかかわらず、当行は、同項の競合行為を行うことが法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第4条(合同運用)

- (1) 信託金は、信託設定日、信託期間および資金の運用方法が同じである他の信託金と合同して運用します。
- (2) 前項に基づき合同して運用した信託財産(以下「合同運用財産」という)について生じた損益は、第9条および第11条の定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。
- (3) 合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかる信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料を閲覧または謄写することができるものとします。

第5条(信託の登記・登録の留保・信託業務の委託)

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きに関わらず、受益者保護のために当行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (4) 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (5) 当行は、以下の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者(当行の利害関係人を含む)に委託することがあります。
 - ① 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務:金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等が有価証券の保管を業として営む者。
 - ② 信託財産に属する貸付金および貸付金の担保物の管理および回収ならびにこれに付随する業務:法務大臣の許可を受けた債権回収業者。
 - ③ 信託財産に属する有価証券の運用に関する業務:金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者および外国の法令に準拠して、外国において有価証券の運用を業として営む者。
- (6) 当行は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から以下に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。

- ①委託する業務の類型ごとに、当該委託する業務に関して規制する法律に基づく免許、登録等を受けている者であること。
 - ②委託先の信用力等に照らし、委託する業務の継続的な遂行が可能である者であること。
 - ③委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を的確に遂行する能力がある者であること。
 - ④委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区別する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
 - ⑤委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行および受託者責任の適切な履行の観点に照らして相応の水準であること。
- (7) 当行は、前項に定める委託先の選定にあたっては、委託を実施する部署において、第2項に掲げる者が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを精査の上、同部署の決裁権限者がこれを決定します。
- (8) 前3項にかかわらず、当行は以下の業務を、当行が適当と認める者（当行の利害関係人を含む）に委託することができます。
- ①信託財産の保存にかかる業務
 - ②信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ③当行（当行から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により委託先が行う業務
 - ④当行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第6条（元本補てん・利益補足・予定配当率）

- (1) 当行は、有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託金の元本に万一欠損が生じた場合も、これを補てんおよび利益の補足はいたしません。
- (2) 当行は、金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間および信託金の額等に応じて予定配当率を決定し、信託契約時に信託金の各受益者に示します。なお、各受益者に分配する収益金の額は第9条または第11条に定める方法により計算し、受益者に示した予定配当率は、これを保証するものではありません。

第7条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払います。

第8条（収益金の計算日）

この信託の収益金の計算日は、信託終了日（以下「計算期日」とし、信託設定日から当該計算期日までの期間を以下「計算期間」とします。）において、第9条に定める方法により受益者の収益金を計算します。

第9条（利益処分・信託報酬・収益金分配等）

- (1) 計算期日に合同運用財産について生じた、収益計算日における信託設定日から当該収益計算日までの計算期間の利益は、次の順序により処理します。
- ①合同運用財産に属するそれぞれの信託金の元本につき、第2項に定める信託報酬率により計算される信託報酬（ただし、円未満の端数は切り捨てます。）と第7条に定めるその他の諸経費を当該計算期日に控除します。
 - ②信託金の運用により取得した信託財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
 - ③前各号の処理をした後の残額（以下「総収益額」という）は各受益者に対する収益金として分配するものとし、収益計算日の翌営業日に受益者があらかじめ指定した方法により金銭で支払います。なお収益金の支払日が当該収益計算日の翌々日以後となった場合

も収益金について付利は行いません。

- (2) 前項第1号に定める信託報酬率は、総収益額と受益者ごとに計算される予定配当額（信託契約時に当行が示した予定配当率と当該計算期間中の信託金元本の残高および日数により計算される額。以下同じ）の合計額が同額となるよう決定するものとします。ただし、信託報酬率が年3パーセントを超えるときは信託報酬率を年3パーセントとして計算される額を信託報酬とし、信託報酬率が年0.01パーセント未満となるときは信託報酬率を年0.01パーセントとして計算される額を信託報酬とします。
- (3) 総収益額は、受益者ごとの予定配当額で按分比例して分配するものとします。

第10条（信託の終了事由）

- (1) この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。
- ①第2条第1項に定める信託期間の満了
 - ②第2条第3項但書に定める解約
 - ③第2条第4項に定める解約
 - ④第16条第3項に定める買取請求
 - ⑤第23条第1項に定める解約
- (2) この信託が終了したときは、当行は最終計算書を作成し、受益者の承認を求めるものとします。この場合は、最終計算期日前に既に受益者あて報告した各計算期間についての報告を省略できるものとします。なお、当行が受益者に対し承認を求めた日から1カ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。

第11条（信託財産の交付）

- (1) 前条第1項第1号に掲げる事由により信託が終了したときは、第9条の定めにしたがい収益金の額を計算し、信託取引報告書面記載の償還日に、信託金の元本とともにあらかじめ受益者が指定した方法により金銭で支払います。
- (2) 前条第1項第2号または第5号に掲げる事由により信託が終了したときは、当行所定の解約計算基準日において、信託設定日から解約計算基準日までの日数、信託契約時に当行が示した予定配当率および信託金の元本により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料を差し引いた後の残額を、解約計算基準日の翌日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- なお、前条第1項第5号に掲げる事由によりこの信託が終了する場合には、当行は、相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (3) 前条第1項第4号に掲げる事由により信託が終了したときは、第2項に定める方法により支払います。ただし、当行が認めるときは解約手数料を差引かないことがあります。
- (4) 前条第3号に掲げる事由により信託が終了したときは、信託設定日から当行所定の解約払戻日の前日までの日数、信託契約時に当行が示した予定配当率および信託金の解約元本により計算した収益金と信託金の解約元本の合計額を解約払戻日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (5) 第2項および第4項の収益金の額は、各項の定めに関わらず、当該信託金の受益者に帰属すべき金額（それぞれの信託財産の交付日の前日において第9条の定めにしたがった方法により計算した場合に求められる金額）を限度とします。
- (6) 第1項において受益者に支払う収益金および元本の金額については、第9条第1項第2号において損失を充当しきれなかった場合は、その充当しきれなかった損失の残額を信託損失金として信託金で充当し、その残額を支払います。また、本条第2項の解約により、合同運用財産にかかるすべての信託契約が終了したときおよび

第3項により信託が終了したときは、解約計算基準日、または解約払戻日の前日において第9条の定めにした方法により計算した場合、同条第1項第2号において損失を充当しきれなかった場合は、その充当しきれなかった損失の残額を信託損失金として信託金で充当し、その残額を支払います。

- (7) 第1項および第4項においてやむを得ない事情のため支払いが償還日または解約払戻日の翌日以後となる場合、償還日または解約払戻日から支払日の前日までの期間については、信託金の元本または解約元本に対して、支払日に当行店頭に表示する普通預金利率により計算して、金銭で支払います。
- (8) 第2項および第3項の解約手数料は、当行が決定する解約手数料とします。なお、解約手数料は、金融情勢の変動等により変更されることがあります。また、同項の定める方法によらず、別途の方法で受益者から受領することもできます。解約手数料は、受益者からの受領の方法にかかわらず、すべて信託財産に帰属するものとします。

第12条(受益者への報告事項等)

- (1) 当行は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ受益者に交付する方法により受益者に報告し、または受益者の閲覧に供します。
- ① 第9条第1項第3号により分配する収益金の額および支払方法を記載した書面
 - ② 信託終了時の最終計算を記載した書面
 - ③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書および信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料(なお、受益者から照会があった場合には当行はすみやかに回答するものとします。)
 - ④ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と当行の銀行勘定、当行を受託者とする他の信託財産、当行の利害関係人または委託先もしくはその利害関係人との取引の状況を記載した書面(なお、受益者から照会があった場合にはすみやかに回答するものとします。)
- (2) 当行は、前項第3号の書面交付により、信託法第37条第3項の報告に代えるものとします。
- (3) 当行は、信託法第31条第3項の通知に代えて第1項第4号の書面を前項に定めるところにより交付するものとし、信託法第31条第3項の通知は行わないものとします。
- (4) 受益者は、信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (5) 委託者と受益者が異なる場合において、当行は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。
- (6) 当行は、この信託約款に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第13条(善管注意義務)

- (1) 当行は、この契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、一切の損害について責任を負いません。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第23条により当行が損害を賠償すべき場合はこの限りではありません。

(2) 当行がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。

(3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると当行が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当行が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でないと当行が認める場合は、この限りではありません。

第14条(権利の消滅)

第9条および第11条において、当行の責に帰さない事由によって信託財産の交付ができない場合で、受益者が信託契約期間満了日の後10年間当行に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は当行に帰属するものとします。

第15条(受益者の変更)

委託者は、当行の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。この権利は委託者に専属し相続されません。

第16条(信託約款の変更)

- (1) 当行は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、または委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できるものとします。
- (2) 当行が金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容及び変更について異議ある委託者または受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告をすることとします。
- (3) 前項において委託者または受益者が前項の期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、受益者は当行に対して受益権の買取を請求することができます。この場合、第2条第3項の規定にかかわらず、当行は第11条第3項に定める解約手続きを行うこととします。
- (4) 第2項の公告は、電子公告により行うものとします。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行うものとします。
- (5) この信託約款は、前各号に掲げる以外の方法による変更はできません。

第17条(受託者の変更等)

- (1) 受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (2) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して、何ら権利を有しないものとします。
- (3) この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

第18条(譲渡・質入)

- (1) この信託の受益権は、譲渡または質入することはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入を承諾する場合には当行所定の書式により行います。

第19条(印鑑届出・印鑑照合)

- (1) 委託者、受益者、代理人、信託監督人、その他信託契約関係者の印鑑は、申込時に押印した印鑑もしくは指定預金口座の届出印鑑とします。
- (2) この信託に関する諸届等の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第20条(届出事項)

- (1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、そ

の相続人または受益者は直ちに当行にお申出のうえ、当行所定の手続きをおとりください。この手続の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①取引報告書または印章の喪失もしくは毀損。
- ②印章、名称、住所その他の届出事項の変更。
- ③委託者、受益者、代理人、信託監督人、その他信託契約関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の異動。

(2) 前項第3号に定める行為能力の変動とは、次の各号の場合をいいます。

- ①家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合。
- ③前2号の届出事項に取消または変更が生じた場合。

(3) 前2項の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第21条(通知のみなし到達)

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 前項の規定は、当行が委託者または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

第22条(新法の適用・引用条文等の変更)

- (1) 本信託には新法(信託法(平成18年法律第108号)および信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)による改正後の法律)が適用されるものとします。
- (2) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

第23条(反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除)

- (1) 当行は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。
 - ①委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②委託者、受益者、委託者または受益者の代理人、信託監督人、信託管理人、その他この信託契約の関係者が、次のいずれか(総称して、「暴力団員等」といいます。)に該当すると認められる場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者
 - ③委託者、受益者、委託者または受益者の代理人、信託監督人、信託管理人、その他この信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜

を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- ④委託者、受益者、委託者または受益者の代理人、信託監督人、信託管理人、その他この信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- ⑤この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

(2) 第15条に基づく受益者の指定または変更もしくは第18条に基づく受益権の質入に際し、第1項第2号または第3号のいずれかに該当する者、もしくは第1項第4号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法、または第1項第5号に該当する方法で、受益者の指定または変更ならびに受益権の質入を行ってはならないものとします。

(3) 本条各項の規定の適用により、委託者、受益者、および信託財産その他の第三者に損害が生じた場合にも、当行は責任を負わないものとします。また、当行に損害が生じたときは、委託者および受益者がその責任を負います。

第24条(マネー・ローンダリング等に係る取引の制限)

- (1) 当行は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、この信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、この信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

—情報端末による金融商品契約の申込等に関する特約条項—

この特約は、当行の定める情報端末を利用して金融商品契約のお申込手続きを行う場合に、委託者から申出があり、かつ当行がこれを承諾したときに、主たる約款・規定に付加して適用します。

この場合、委託者は申込書への記載にかえて、情報端末に表示された申込画面に必要な事項を入力、または確認し、電子サインを行うことにより申込をすることができるものとします。

なおその際、印鑑の徴求は行いません。この場合には「信託約款」の約款・規定中の「申込書」は「情報端末の申込画面」、「署名」「押印」は「電子サイン」とそれぞれ読み替えるものとし、その他電子サインにより署名・押印を省略することと矛盾する規定は適用されないものとします。

また、委託者より「電子サイン」をいただいたの取扱いの場合、受益権の振替または抹消、受益権等または金銭を返還したこと、その他一切の事情から生じた損害については、当行はその責任を負いません。

(以上)